

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知らう (条文解説) 第5章 内閣 (1)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

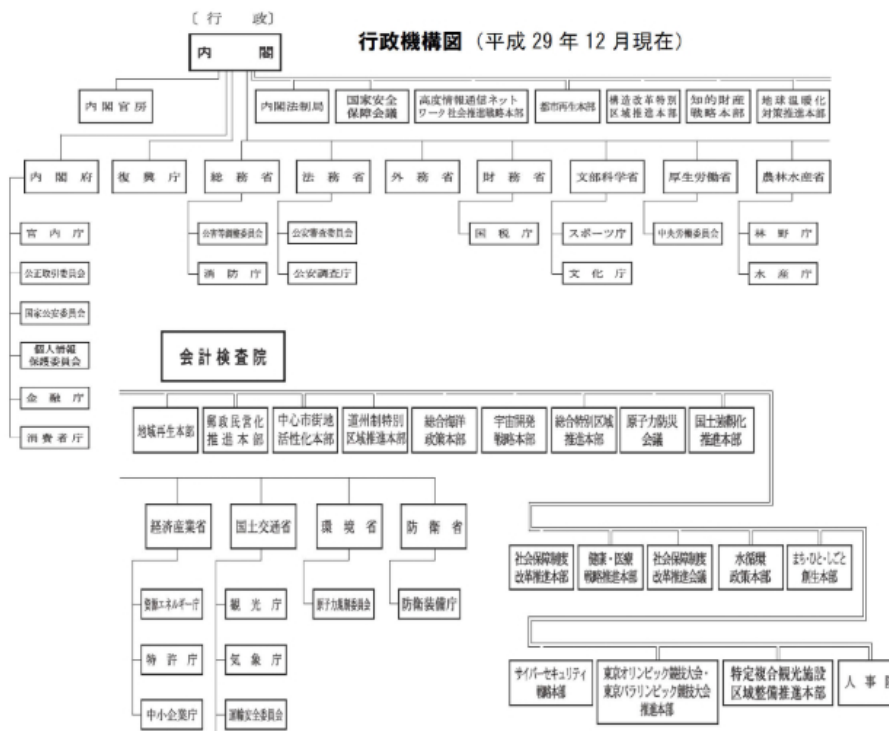
外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知らう (条文解説) 第5章 内閣 (1)



第六十五条 【行政権】
行政権は、内閣に属する。

語句説明

- ① 内閣・・・国の行政権を担当する最高機関で、内閣総理大臣およびその他の国務大臣で組織される合議体。
- ② 行政権・・・行政を行う権限。立法・司法以外の国の政務をつかさどる権能。
- ③ 首長・・・集団・団体を統率する長。かしら。

概要説明

行政の職務は、諸外国との条約締結や、予算の作成、そして国民の日常生活のあらゆる分野に密接に関わっています。行政は広範で、複雑・多岐にわたることから、一言で定義付することが難しく、一般的に「立法と司法」を除いたものと考えられています。憲法41条、同76条1項とともに三権分立を表しています。

ただし、内閣以外の機関が行政を行う事を禁じているわけではありません。例えば、人事院、公正取引委員会など内閣から独立して行政を行う機関も、行政の中立性確保のために認められています。また、最高裁判所が裁判官の人事行政を行うことも認知されています。

実際の行政事務は、内閣を構成する国務大臣が分担管理し、権限を与えられた各省庁がその所掌事務を実施します。内閣は行政各部を指揮監督し統轄する地位にあります。この内閣は総理大臣及び国務大臣からなる合議体で、内閣の意思は閣議によって決められます。

憲法第六十六条 【内閣の組織、国会に対する連帯責任】

内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

- 2. 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。
- 3. 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。

[🔍 キーワード検索はこちら](#)

語句説明

- ① 国務大臣・・・内閣を組織し、国務をつかさどる内閣総理大臣以外の大臣。
- ② 文 民・・・軍人でない人。職業軍人以外の一般の人。
- ③ 連 帯・・・二人以上の者が一緒になって事を行ない、その結果に対して共同で責任をもつこと。

概要説明

第66条は、内閣の組織と構成員の資格を定め、内閣は議会の支持の上に存立し、国会に対し責任を負うという、議院内閣制を採用することを定めています。

内閣は、内閣法2条により、構成人数を定めています。

2項の「文民」とは、職業軍人でない者とされています。軍部からの政治への介入を抑制し、民主政治を守るというシビリアンコントロール（文民統制）のことです。

なお、この「文民」と言う言葉は、憲法改正草案にはありませんでしたが、憲法制定過程で、衆議院で9条2項冒頭に「前項の目的を達するため……」という文言が入ったため（芦田修正）、日本の再軍備を懸念した「極東委員会」の強い要請を受け、GHQの申し入れにより、貴族院審議過程段階で挿入されたものです。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[📄 サイトマップ](#) [📄 このサイトについて](#) [📄 個人情報保護の取組みについて](#)

[📄 ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE

静岡で働く人のための資料閲覧サイト
【ワーカーズ・ライブラリー】